

大和市告示第34号

大和市災害被害による罹災証明等取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月14日

大和市長 大 木 哲

大和市災害被害による罹災証明等取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市災害被害による罹災証明等取扱要綱（平成31年大和市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「罹災証明書」を「罹災証明書」に改める。

第3条第1項第2号中「動産」の次に「又は不動産」を、「被害」の次に「（罹災証明書の交付の対象となるものを除く。）」を加える。

第4条第1項及び第14条第1項中「者」を「もの」に改める。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、不動産に係る被災届出証明書は、当該被害が罹災証明書の交付の対象となる場合は交付しない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。